

(参考) 税金と社会保険料の見方 —収入が1社の給与のみのサラリーマンの場合—

【所得税（国税）と社会保険料】 源泉徴収票

平成 年分 給与所得の源泉徴収票

支払金額	源泉徴収税額 ①
社会保険料等の金額 ②	

年収(税込)

【税金と社会保険料の出し方】

- ①所得税額（源泉徴収税額）
- ②社会保険料等の額
- ③住民税（特別徴収税額）

①+②+③=税金と社会保険料

【②社会保険料等の金額について】

源泉徴収票の社会保険料等の金額が2段書きになっている場合、金額の小さい方（上段の方）は、小規模企業共済等（確定拠出年金の個人型や企業型のマッチング拠出等を含む）の掛金の金額である

◆源泉徴収票2段書きの場合の社会保険料は  
大きい金額（下段）－小さい金額（上段）＝社会保険料 となる

【住民税（地方税）】 税額決定通知書（または給与明細に記載された住民税の金額を12倍する）

平成××年度(××××年度) 給与所得等に係る特別区民税・都民税特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	給与収入 給与所得 その他の所得計	主たる給与以外の 合算所得区分	営業等 農業 不動産 配当 給与 雑	課税標準 総所得③ 分離短期遺産 分離長期遺産 山林所得 株式等の譲渡 商品先物取引	市民税 定年控除所得割額④ 定年控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦
所得控除	雑損 医療費 社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 損害保険料 寄附金	障・老・寡・勤 配偶者 配偶者特別 扶養 基礎 所得控除合計⑧	扶養親族該当区分 控配 老配 特定 同老 老人 その他 同障 特障 他障 夫有 未成年者 寡婦 特寡 寡夫 勤労学生 縁越損失	本人該当区分 特別徴収税額③ 6月分 7月分以降	県民税 定年控除所得割額④ 定年控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦ 特別徴収税額③ 6月分 7月分以降

条例により非課税